

『第一種 衛生管理者試験 過去問題完全攻略 平成 23 年上期版』

お詫びと訂正のお知らせ

『第一種 衛生管理者試験 過去問題完全攻略 平成23年上期版』をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び致します。

頁数等	内容	
35ページ 8 作業環境測定 ■ 作業環境測定を行うべき作業場等 [安衛令第21条他] 表中②	誤	① (略) ②暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、安衛則第587条で定めるもの ◎測定の内容：気温及び湿度を6ヵ月以内ごとに1回 ◎結果の記録：3年間保存 ③ (略)
	正	① (略) ②暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、安衛則第587条で定めるもの ◎測定の内容：気温及び湿度を 半月 以内ごとに1回 ◎結果の記録：3年間保存 ③ (略)
39ページ 8 作業環境測定 過去公表問題【1】解説 4	誤	4. 設問の内容は、安衛則第587条（作業環境測定を行うべき暑熱な作業等）第1項⑧に該当するため、6ヵ月以内ごとに1回の作業環境測定が必要である。安衛令第21条第1項②。
	正	4. 設問の内容は、安衛則第587条（作業環境測定を行うべき暑熱な作業等）第1項⑧に該当するため、 半月 以内ごとに1回の作業環境測定が必要である。安衛令第21条第1項②。
40ページ 8 作業環境測定 過去公表問題【2】解説 4	誤	4. 安衛令第21条第1項②。気温及び湿度の測定は、6ヵ月以内ごとに1回。
	正	4. 安衛令第21条第1項②。気温及び湿度の測定は、 半月 以内ごとに1回。
42ページ 8 作業環境測定 過去公表問題【5】解説 4	誤	4. 安衛令第21条第1項②。気温及び湿度の測定は、6ヵ月以内ごとに1回。
	正	4. 安衛令第21条第1項②。気温及び湿度の測定は、 半月 以内ごとに1回。
51ページ 11 特別の健康診断の対象 過去公表問題【1】解説 5	誤	5. 特定物質については、第1類と第2類物質の製造・取扱業務が特別の項目についての健康診断の対象となっている。第3類（ガソリンなど）については、特別の項目についての健康診断の対象となっていない。安衛法第66条第2項③。
	正	5. 特定物質については、第1類と第2類物質の製造・取扱業務が特別の項目についての健康診断の対象となっている。第3類（ アンモニア など）については、特別の項目についての健康診断の対象となっていない。安衛法第66条第2項③。
124ページ 10 その他の健康障害 【7】解説 4及び【8】解説4	誤	4. 「潜降時の急激な加圧」⇒「潜降時の急激な減圧」。
	正	4. 「潜降時の急激な加圧」⇒「 浮上時 の急激な減圧」。

頁数等	内容	
289ページ 7 内分泌系 ■ インシュリンとアドレナリン 1	誤	1. (略)。肝臓は、インシュリンにより血液中のブドウ糖をコラーゲンに変えて、～
	正	1. (略)。肝臓は、インシュリンにより血液中のブドウ糖を グリコーゲン に変えて、～
289ページ 7 内分泌系 ■ インシュリンとアドレナリン 2	誤	2. (略)。肝臓は、アドレナリンによりコラーゲンを分解して～
	正	2. (略)。肝臓は、アドレナリンにより グリコーゲン を分解して～